

事 務 連 絡
令和8年6月19日

各職能団体 御中

こども家庭庁支援局総務課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者を対象とした研修会の実施について

平素より、こども政策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、こども家庭庁において、文部科学省との協力の下、令和7年度に引き続き、標記研修会を行いますので、貴団体におかれては、傘下の団体及び会員等に対し本研修会の周知について御協力いただくようお願いします。

また、いじめ重大事態調査の実施に当たり、学校の設置者等から調査委員の推薦依頼があった場合には、円滑に調査組織が立ち上がるよう、引き続き御協力をお願いします。

記

1. 趣旨

学校におけるいじめ対策については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき実施されており、法第28条第1項に規定されるいじめの「重大事態」が発生した場合、学校設置者又は学校において、事実関係を明確にするための調査（以下「いじめ重大事態調査」という。）を行うこととされています。

文部科学省では、法や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日）等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂。以下「ガイドライン」という。）を策定しており、学校の設置者や学校に対して、これらに基づいた対応を依頼しているところです。

また、いじめ重大事態調査については、例えば、自治体等によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、いじめを受けた児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されています。このような課題を踏まえ、こども家庭庁では、令和5年9月から「いじめ調査アドバイザー事業」を開始し、いじめ重大事態調査について、自治体等からの要請に応じ、「第三者性（公平性、中立性）の確保」の観点から、委員の人選

に関する助言や、公平・中立な調査方法等について助言を行っています（資料 2、3 参照）。

さらに、令和 7 年度からは、これらの取組と併せ、いじめ重大事態調査の調査委員となることが今後想定される方々を対象に、ガイドラインを踏まえた調査が行われるよう、ガイドラインの趣旨・ポイントに関する説明や、いじめ調査アドバイザーによる調査手法に関する講義等を内容とする本研修会を開催しています（資料 1 参照）。

2. 開催日程

団体から推薦を受けた調査委員候補者等を対象に、ガイドラインに基づく調査手法に関する講義等を、地域ブロック別に実施します（各日とも 13:00～16:30 を予定）。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 北海道（北海道札幌市） | 令和 8 年 9 月 3 日（木） |
| ② 東北（福島県福島市） | 令和 8 年 9 月 30 日（水） |
| ③ 関東甲信越（東京都区部） | 令和 9 年 1 月 13 日（水） |
| ④ 東海北陸（石川県金沢市） | 令和 8 年 10 月 15 日（木） |
| ⑤ 近畿（京都府京都市） | 令和 8 年 12 月 9 日（水） |
| ⑥ 中国（岡山県岡山市） | 令和 8 年 10 月 21 日（水） |
| ⑦ 四国（愛媛県松山市） | 令和 8 年 9 月 11 日（金） |
| ⑧ 九州沖縄（熊本県熊本市） | 令和 8 年 10 月 8 日（木） |

3. 開催形式

会場形式（対面による実施）で実施します。

※参加会場の詳細については、申込の際に御登録いただいたメールアドレスに御連絡します。

4. 参加対象者

原則、以下の方を想定していますが、こども家庭庁による参加基準はありませんので、各団体において適宜御判断願います。

- ① 団体から本研修会参加の推薦を得た者
- ② 団体内の周知により自ら研修会参加を希望した者

なお、研修会では、開催時間内において、調査委員候補者と近隣の教育委員会関係者との情報交換会も併せて予定しています。

5. プログラム及び参加申込方法

プログラムについては資料 1 及びこども家庭庁ホームページを御確認ください。また、申込は以下に記載の専用フォームより願います。

なお、研修会の申込は、原則として当該研修会の2週間前までとします。

(こども家庭庁ホームページ)

<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>

(申込フォーム)

<https://forms.office.com/r/jkWe8JX14d>

【添付資料】

資料1 令和8年度いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者向け研修会について

資料2 こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー事業の活用について(相談票含む)

資料3 こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー名簿(令和8年4月1日時点)

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

電 話：03-6862-0367

E-mail：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

いじめ重大事態調査に係る調査委員 候補者向け研修会について

学校におけるいじめ対策については、いじめ防止対策推進法に基づき実施されており、同法第28条に規定されるいじめの「重大事態」が発生した場合、学校設置者又は学校において、事実関係を明確にするための調査を行うこととされています。

文部科学省では、法や「いじめの防止等のための基本的な方針」等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しており、学校の設置者や学校に対して、これらに基づいた対応を依頼しているところです。

また、こども家庭庁では令和5年9月から「いじめ調査アドバイザー事業」を開始し、自治体等からの要請に応じ、重大事態調査の調査委員の人選や、公平・中立な調査方法等について助言を行っています。

これらの取組と併せて、昨年度に引き続き、**重大事態調査の調査委員となることが今後想定される方々を対象に、ガイドラインの趣旨・ポイントや調査手法等に係る研修会を開催することとしました。**

今後、重大事態調査の調査委員となりうる方々におかれては、奮って御参加いただくよう心よりお願い申し上げます。

主 催 こども家庭庁（協力：文部科学省）

開催日程 ブロック別研修会（全国8地区）

調査委員候補者を対象に「いじめ重大事態調査ガイドライン」に基づく講義

- | | |
|---------------|---------------|
| ①北海道（北海道札幌市） | 令和8年 9月 3日（木） |
| ②東北（福島県福島市） | 令和8年 9月30日（水） |
| ③関東甲信越（東京都区部） | 令和9年 1月13日（水） |
| ④東海北陸（石川県金沢市） | 令和8年10月15日（木） |
| ⑤近畿（京都府京都市） | 令和8年12月 9日（水） |
| ⑥中国（岡山県岡山市） | 令和8年10月21日（水） |
| ⑦四国（愛媛県松山市） | 令和8年 9月11日（金） |
| ⑧九州沖縄（熊本県熊本市） | 令和8年10月 8日（木） |

プログラム（予定）

1. いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査に関する講義
2. こども家庭庁、文部科学省による行政説明
3. 自治体担当者等と研修会参加者との情報交換

いじめ調査アドバイザーについて

いじめの重大事態調査については、例えば、自治体によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されています。

このような課題を踏まえ、いじめ調査アドバイザーは、いじめの重大事態について自治体や学校設置者からの要請に応じて、「第三者性（公平性・中立性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、公平・中立な調査方法等について助言を行います。

※ いじめ調査アドバイザーの業務は、自治体や学校の設置者に対し、いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会の人選や調査方法に係る助言を行うものであり、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査委員会に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではありません。

いじめ調査アドバイザー名簿

（令和8年4月1日現在）

※五十音順 敬称略

氏 名	所 属
安藤 千晶	公益社団法人日本社会福祉士会 副会長
石川 悦子	こども教育宝仙大学 教授
石隈 利紀	東京成徳大学 特任教授
伊藤 美奈子	神戸女子大学 教授
栗山 博史	弁護士（神奈川県弁護士会所属）
森本 周子	弁護士（第二東京弁護士会所属）
八並 光俊	東京理科大学 名誉教授 日本生徒指導学会 会長
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

申込・その他

研修会の詳細及び申込はQRコードより御参照願います。

【こども家庭庁HP】
研修会の詳細について



【こども家庭庁】令和8年度いじめ重大
事態調査に係る調査委員候補者を対
象とした研修会申し込みフォーム



本件に関するお問合せ

こども家庭庁支援局総務課地域支援係
メール：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

＜主な事業の目的・運用について＞

(令和8年4月現在)

- ◆ いじめの重大事態について自治体等が設置する調査組織の立ち上げ等に関して、「第三者性の確保」の観点から助言等を行うために、こども家庭庁にいじめ調査アドバイザーを設置しています。
- ◆ いじめ調査アドバイザーへの相談は、原則としてこども家庭庁を通じて行います。
(こども家庭庁で対応できる相談内容については、こども家庭庁において対応します。)
- ◆ 相談内容やいじめ調査アドバイザーからの回答については、文部科学省にも共有させていただきます。

＜相談要件・窓口・方法について＞

相談可能な団体

- 都道府県、指定都市及び市区町村首長部局
(都道府県の私立学校主管課含む)
- 都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会
- 附属学校を置く国公立大学法人
- 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体

※ 指定都市を除く **市区町村の首長部局・教育委員会は、都道府県首長部局・都道府県教育委員会を通じて御相談ください。**

(文部科学省への重大事態の発生報告のルートに準じて御相談ください。)

※ 各自治体等が設置したいじめの重大事態調査委員会の委員から御相談がある場合は、上記の各団体を通じて御相談ください。

相談の窓口

ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

相談の方法

所定の相談票 (Excel) に記入し、**重大事態の発生報告書※1**や**相談に必要な関連資料※2**を添付の上、上記メールアドレスに送信

※1 令和6年3月15日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告に関する様式等の見直しについて (依頼)」の様式1と同じ

※2 地方いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針、相談事案に関する対応資料等 (会議録及び対応記録等)、助言に際し参考となる関連資料

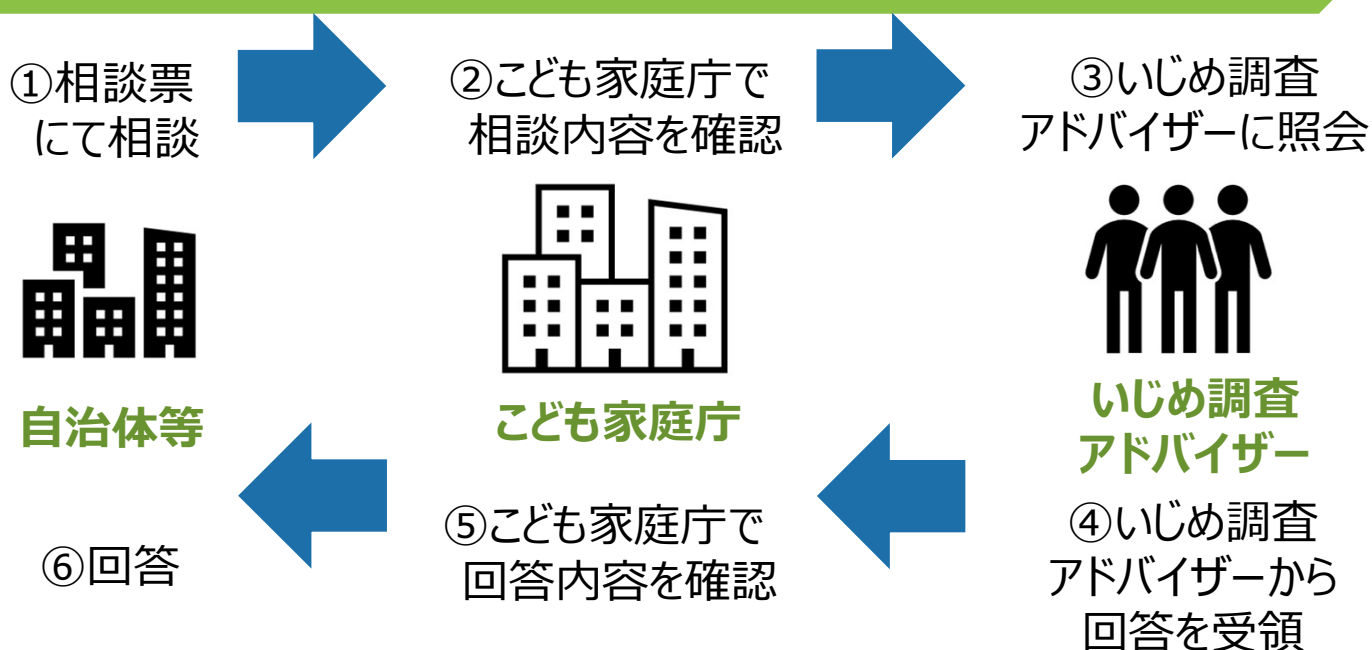
相談可能な事項

✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る 人選 に関すること	・事案に応じた職能団体の紹介について ・職能団体への適切な相談方法の助言 など
✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る 調査方法 に関すること	・公平・中立な調査方法について など

※ 都道府県教育委員会において、人選に関して地域の職能団体の紹介や調査方法に関する助言等が可能な場合には、御対応いただきますようお願いいたします。

※ いじめに関係する児童生徒に対する調査方法のみならず、学校・教職員のいじめに関する案件への対応（教職員による体罰や不適切な指導を含む）に係る検証や、いじめの再発防止の検討に当たっての調査方法等の相談も可能です。

相談の流れ（イメージ）



※ 迅速に回答できるよう、相談の際に、相談票に加えて、重大事態発生報告書、関連資料の御提出をお願いいたします。

※ 相談いただいてから回答までには、いじめ調査アドバイザーにおいて事案を把握し、相談への回答を検討するために一定の時間を要します。回答時期の希望がある場合は、御相談ください。

※ 相談内容、回答については、文部科学省とも共有します。

いじめ調査アドバイザー

✓ 法律（弁護士）、医療（医師）、心理（臨床心理士・公認心理師・学校心理士）、教育（大学教員）によって構成されています。

✓ 最新のいじめ調査アドバイザーの情報については、こども家庭庁ホームページを御覧ください。



<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>

相談に当たっての留意事項（必ずお読みください！）

- 本事業は、いじめの重大事態調査及び再調査に係る「第三者性確保（人選や調査方法）」に関する助言を行うものであり、重大事態調査に係る基本的事項をはじめ、対応全般についての助言を行うものではありません。また、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査組織に代わって直接事案の調査や調停等を行うものでもありません。
- 本事業は、相談元の相談内容に応じてアドバイザーの専門的観点から助言を行うものであり、いじめ防止対策推進法等に基づき、各相談元において最終的な判断・対応を行うこととなります。
- いじめ調査アドバイザーの助言については、あくまでも相談元から提供された情報、資料等を前提に行政間において相談元に対して行うものであり、いじめ調査アドバイザーへの相談を外部に公開することを前提としているものではありません。そのため、回答は、具体的事実関係等によっては結論が異なる場合もあり、一般化できるものとは限らないため、このような事情を考慮せずに第三者にいじめ調査アドバイザーへ相談したことや回答が示された場合、様々な誤解を生むことになりかねません。よって、助言に関する情報の取扱いには十分御留意ください。
- いじめ重大事態調査に係るいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの解釈については、文部科学省にお問い合わせください。
- その他の御不明な点は、こども家庭庁までお問い合わせください。

本事業の実施に関するお問合せ

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

メール：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

電話：03-6862-0367

こどもまんなか

こども家庭庁

いじめ重大事態調査におけるいじめ調査アドバイザーへの相談について
【相談票】

【依頼日: _____】

団体名: _____

1 事案整理番号

2 地方公共団体の長等への報告(法第29条～第32条の各第1項)

発生報告日: _____

※重大事態として認知した日: _____

3 学校の概要

設置区分: _____

学校名: _____

住所: _____

電話番号: _____

児童生徒数: _____ 名

学級数: _____

教職員数: _____ 名

4 児童生徒に関する情報(※現状で関係する可能性のある児童生徒全て)

被害児童生徒: _____ 年 / 性別: _____ / 年齢: _____

※ ☐ 在籍 ☐ 転校 ☐ 卒業

加害児童生徒: _____ 年 / 性別: _____ / 年齢: _____

_____ 年 / 性別: _____ / 年齢: _____

_____ 年 / 性別: _____ / 年齢: _____

_____ 年 / 性別: _____ / 年齢: _____

_____ 年 / 性別: _____ / 年齢: _____

5 いじめ重大事態の概要

☐ 法第28条調査 ☐ 法第29条～第32条再調査 (※該当するものにチェック)

☐ 1号事案 ☐ 2号事案 ☐ 1号事案かつ2号事案 (※該当するものにチェック)

※ ☐ 自殺事案の場合はチェックを入れる

※ ☐ 児童生徒又は保護者からの申立ての場合はチェックを入れる

6 相談内容(※該当するもの全てにチェック)

☐ 人選に係ること ☐ 調査方法に関すること

7 上記6で、「人選に係ること」についての相談の場合、課題となっている委員の分野について
(※該当するもの全てにチェック)

☐ 教育 ☐ 法律 ☐ 医療 ☐ 心理 ☐ 福祉
☐ その他 ()

8 上記6で、「調査方法に関すること」についての相談の場合、課題となっている調査内容について
(※該当するもの全てにチェック)

☐ アンケートの方法 ☐ ヒアリングの方法
☐ その他 ()

9 相談内容の具体

※上記6の内容に基づき、課題点を明らかにした上で相談内容の具体を記述する。

[illegible]

10 本件に関する担当部局・担当者の連絡先

課名：

担当者名:

連絡先電話番号:

こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー名簿

安藤 千晶 公益社団法人日本社会福祉士会 副会長

石川 悦子 こども教育宝仙大学 教授

石隈 利紀 東京成徳大学 特任教授

伊藤 美奈子 神戸女子大学 教授

栗山 博史 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

森本 周子 弁護士（第二東京弁護士会所属）

八並 光俊 東京理科大学 名誉教授
日本生徒指導学会 会長

渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会 常任理事

（令和 8 年 4 月 1 日現在 五十音順 敬称略）